

3月に3つの判決（熊本地裁、新潟裁判・東京高裁、広島高裁）**実態から目をそむけた判決、原告は決意新たに****熊本地裁判決(3月12日)**

判決は、厚生労働大臣の裁量権の適否の審理はできるとし、「廃止が違法であれば変更申請が認められる余地があると解される」との評価できる面も含まれています。しかし、「裁量権の逸脱または濫用の立証責任を原告が負う」とし、被告の説明責任を免罪しています。

裁判には支援する会会員ら約50人が駆けつけ、裁判所門前集会には全国連絡会井上会長から激励挨拶がありました。

判決後の報告集会では、加藤修弁護士と高木健康弁護士から「不当判決ではあるが、前進面もあった」と説明がありました。原告を代表して西村カシさんが「大変残念。支援に感謝する」と述べました。

3月26日に控訴しました。

新潟裁判・東京高裁判決(3月24日)

難波孝一裁判長の「控訴棄却」の判決は30秒で終了。頸椎の痛みを押して出廷した原告の阿部長治さん(88歳)。山田ハルさん(94歳)、長谷川シズエさん(89歳)は体調が悪く出席できませんでした。高齢の原告が命がけで8年間たたかってきました。

原告が積雪寒冷地に住んでいる地域別需要を考慮していないこと、高齢加算廃止を大臣告示前に通知した問題点を主張しましたが、判決はすべて棄却しました。

新潟からは大型バスや新幹線で48人、中央団体や東京・首都圏から参加があり報告集会は170人が参加しました。全国連絡会の高橋副会長(全労連副議長)は「安倍政権の消費税増税、社会保障改悪の下で裁判の意義は大きい」とあいさつ。原告の阿部さんは「勝利判決を信じて東京に来たが、全く残念な判決だ。上告して闘う」と硬い表情であいさつ。水内基成弁護士は判決について「内容には目新しいものはなく、最高裁に追随したもの」と述べました。朝日健二副会長が長谷川さんの歌を紹介し「権利はたたかうものの手にある」と閉会あいさつしました。4月1日に上告しました。

**広島高裁判決(3月26日)**

大雨の中、広島で最後となる裁判を見守ろうと全国連絡会の井上会長をはじめ、100人が裁判所前に集結。生存権裁判を支援する愛媛の会会長の鈴木静さんも駆けつけました。

筏津順子裁判長は、高齢加算減額・廃止処分の違法性を認めず、棄却する判決を言い渡しました。厚生労働大臣の判断に「裁量権の逸脱や濫用はない」「高齢加算を廃止しても高齢者は健康で文化的な生活水準を維持できる」とした不当判決です。

加藤清司原告団長は「この裁判は原告だけのものではなく、高齢者の最低生活を守る、社会保障を守る、最低賃金を守るといった裁判だと思ってきました。ここで退くわけにいかない。皆さんと共にたたかい続ける」と、判決に参加した他の5人の原告と共に上告の決意を語り、会場は拍手で包まれました。

弁護団は「最高裁判所の判決文を丸写ししたかのような判決文。広島高裁が国に対して高齢加算廃止の根拠とした『特別集計』の基になった資料提出を求めた命令についての言及もない」と態度表明をしました。4月7日に上告しました。広島の上告をうけ、京都裁判につづき、福岡、新潟と4事件が最高裁のたたかいに!



広島報告集会、井上会長も参加